

(2) 「土地に関する規定」の準用について

漁業権が物権とみなされることに関連して、漁業権には「土地に関する規定が準用される」ことについて考えてみましょう。

結論から先にいいますと、「準用される土地に関する規定」は皆無です。「外国人土地法」という法律が漁業権に準用されることになっていますが、この法律は政令で決めた場合に働くことになっており、その政令が決められていないのでそれも働いていない。従って、準用される土地に関する規定は皆無であるということを確認しておきます。

《漁業権には「土地の支配に関する規定」は準用されない》次に、その理由を考えて見ます。物権というのは「物を直接に支配する権利」ですが、漁業権は物を直接に支配する権利ではなく、いわゆる物権とみなされる「準物権」なのです。

もともと、漁業権の物権としての性格を考えると、漁業利益を享受し実現するための「水面の利用」という点で、「土地の利用」との形態が最も近いために、「土地に関する規定」が準用されたということなのです。

この点について、水産庁経済課編「漁業制度の改革」（昭和二五年刊）四五九頁では、「支配」の点で土地に関する規定を準用したのではなく「利用」に関する関係で準用した、とはっきり書いてある。ところが、土地に関する規定とは、そのほとんどが土地の「支配」に対する規定であるわけで、その性質上、「利用」に対する規定というのは非常に数が少ない。「土地に関する規定を準用する」という漁業法の規定については、条文に書かれていても、準用される土地に関する規定は皆無であると考えていいのです。

《漁業権は、「場所」を保護する権利ではなく、「漁業行為」を保護する権利である》そもそも物権というものは土地に対する権利です。漁業法にこのような規定があるため、弁護士や法律専門家のなかでさえ、漁業権は、土地の図面のように海面にベタバタとあるのだ、と考えている人は少なくないのです。

漁業法でいう漁業権は、「場所」を保護する権利ではなく、あくまで「漁業行為」を保護する権利なのです。水面にベタバタと漁業権があるというのではなく、「行われた漁業行為」が、漁業権として保護される区域の、中であつたか外であつたかということが問題なのです。その標準とすべきものが「漁業権の漁場の区域」の意義なのです。ですから埋め立て少々海岸線が変わろうと、また、川の水が蛇行して川の形状が変わろうと、その水を利用する漁業行為というのは影響をうけないという場合があります。

「土地に関する規定を準用する」という法律の規定はありますが、準用される法律があるかないかという他にも、漁業権が土地と同じようなものかといった常識的な疑問の側面からいってもあまり意味がない規定になっています。

漁業権は、水面や水産動植物を支配する権利ではなくて、「水産動植物の採捕行為とか養殖行為を保護する権利である」、ということがもつと正確に理解されるべきだと思います。そうしないと、漁業権侵害だといって漁民が対応する時に、自力救済行為が認められないという点で、かえって漁業権者の方が暴力行為に対する処罰を受けたりとか、漁業権の理解が正確でないために漁民自身が不測の災難に会うということが多いため、この点についても十分な理解が必要だと思えます。